

○危険物の試験及び性状に関する省令

（平成元年二月十七日
自治省令第一号）

〔改正経過〕

平成 二年 二月 五日 自治省令第一号
 平成 一一年 九月 二日 自治省令第三号
 平成 一三年 一〇月 一日 総務省令第一三六号
 令和 元年 六月 二八日 総務省令第一九号
 令和 二年 四月 一五日 総務省令第四〇号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の九の規定に基づき、及び同令を実施するため、危険物の試験及び性状に関する省令を次のように定める。

危険物の試験及び性状に関する省令

（第一類の危険物の試験及び性状）

第一条 粉粒状の物品は、目開きが二ミリメートルの網ふるい（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇—一）に規定する網ふるいをいう。以下同じ。）を回転させながら毎分百六十回の打振を与えてふるった場合に、当該網ふるいを三十分間で通過するものが十パーセント以上のものとする。

2 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「令」という。）第一条の第三第二項の燃焼試験の細目その他必要な事項は、別表第一に定めるところによる。

3 令第一条の第三第三項の大量燃焼試験の細目その他必要な事項は、別表第二に定めるところによる。

4 令第一条の第三第六項の落球式打撃感度試験の細目その他必要な事項は、別表第三に定めるところによる。

5 令第一条の第三第七項の鉄管試験の細目その他必要な事項は、別表第四に定めるところによる。

6 令第一条の第三第八項の鉄管が完全に裂けることとは、鉄管が上端から下端まで連続して裂けることをいう。

二項：一部改正（平成二年二月自令一号）、一項：一部改正（令和元年六月総令一九号・二年四月四〇号）

（第二類の危険物の試験）

第二条 令第一条の第四第二項の小ガス炎着火試験の細目その他必要な事項は、別表第五に定めるところによる。

2 令第一条の第四第四項のセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験の細目その他必要な事項は、別表第六に定めるところによる。

（第三類の危険物の試験）

第三条 令第一条の第五第二項の自然発火性試験の細目その他必要な事項は、別表第七に定めるところによる。

2 令第一条の第五第五項の水との反応性試験の細目その他必要な事項は、別表第八に定めるところによる。

（第四類の危険物の試験）

第四条 令第一条の六のタグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験の細目その他必要な事項は、別表第九に定めるところによる。

2 令第一条の六のクリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する試験の細目その他必要な事項は、別表第十に定めるところによる。

3 令第一条の六のセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験の細目その他必要な事項は、別表第十一に定めるところによる。

る。

（第五類の危険物の試験）

第五条 令第一条の七第二項の熱分析試験の細目その他必要な事項は、別表第十二に定めるところによる。

2 令第一条の七第五項の圧力容器試験の細目その他必要な事項は、別表第十三に定めるところによる。

（第六類の危険物の試験）

第六条 令第一条の八第一項の燃焼時間を測定する試験の細目その他必要な事項は、別表第十四に定めるところによる。

附則

1 この省令は、平成二年五月二十三日から施行する。

2 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）別表第一類の項の品名欄の第十一号に掲げる物品のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類又は硝酸塩類のいずれかを含有するもの、同表第二類の項の品名欄の第八号に掲げる物品のうち硫黄、鉄粉、金属粉又はマグネシウムのいずれかを含有するもの及び同表第五類の項の品名欄の第十一号に掲げる物品のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物又は金属のアジ化物のいずれかを含有するものうち、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に掲げられた火薬類に該当するものについては、当分の間、第一類、第二類及び第五類の危険物の試験は、適用しない。

一項：一部改正・二項：追加（平成二年二月自令一号）、二項：一部改正（平成十三年一〇月総令一三六号）

附則（平成二年二月五日自治省令第一号抄）

1 この省令は、平成二年五月二十三日から施行する。（以下略）

附則（平成二年九月二三日自治省令第三二号）

この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成十三年一〇月二日総務省令第一三六号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、消防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。（以下略）

附則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年四月一五日総務省令第四〇号）

この省令は、令和二年五月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

第一 過塩素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験

過塩素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する木粉との混合物及び試験物品と二に規定する木粉との混合物をそれぞれ燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 木粉

イ 木粉の材質は、日本杉の辺材とする。

ロ 木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

三 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

(1) 標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ(1)において同じ。）とを重量比一対一で合計が三十グラムになるようにとり、均一に混合する。

(2) 厚さが十ミリメートル以上の無機質の断熱板（温度零度における熱伝導率が〇・一ワット毎メートル毎度以下のものとする。以下同じ。）の上に、(1)の混合物を高さとして底面の直径の比が一対一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

(3) 点火源（円輪状にした直径が二ミリメートルのニクロム線で温度千度に加熱されているもの）を上方から(2)の円錐形のたい積の基部に、当該基部の全周が着火するまで接触させる。この場合において、点火源の当該基部への接触時間は十秒までとする。

(4) 燃焼時間（混合物に点火した場合において、(2)の円錐形のたい積の基部の全周が着火してから発炎しなくなるまでの時間をいい、間欠的に発炎する場合には、最後の発炎が終了するまでの時間とする。以下この表において同じ。）を測定する。

ロ 試験物品に係る実施手順

(1) 試験物品（目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分であって、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉とを重量比一対一及び四対一でそれぞれ合計が三十グラムになるようにとり、均一に混合する。この場合において、目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分を有しない試験物品にあっては、粉碎して当該網ふるいを通過するものを用いるものとする。

(2) 重量比一対一及び四対一の混合物についてそれぞれイ(2)から(4)までと同様の手順により実施する。

(3) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(2)で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

第二 臭素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験

第一の一から四までは、臭素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験について準用する。

本表：一部改正（平成十一年九月自令三三三号）

別表第二（第一条関係）

過塩素酸カリウムを標準物質とする大量燃焼試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する木粉との混合物及び試験物品と二に規定する木粉との混合物を燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過

し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 木粉

イ 木粉の材質は、日本杉の辺材とする。

ロ 木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

三 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

(1) 標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ(1)において同じ。）とを重量比二対三で合計が五百グラムになるようにとり、均一に混合する。

(2) 厚さが十ミリメートル以上の無機質の断熱板の上に、(1)の混合物を高さと底面の直径の比が二対一となるように円錐形にたい積させる。

(3) 点火源（筒の直径が二十ミリメートルの発炎筒の火花で、火花が安定した後の長さが八十ミリメートル、温度が千度のもの）を(2)の円錐形のたい積の基部に三十秒間接触させる。

(4) 燃焼時間（混合物に点火した場合において、(2)の円錐形のたい積の基部の点火源の接触箇所が着火してから当該混合物が発炎しなくなるまでの時間をいい、間欠的に発炎する場合には、最後の発炎が終了するまでの時間とする。）を測定する。

ロ 試験物品に係る実施手順

(1) 試験物品（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二

十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉とを体積比一対一で合計が五百グラムになるようにとり、均一に混合する。この場合において、試験に供するのに不適当な形状の試験物品にあつては、適当な大きさに分割したものをを用いるものとする。

(2) イ(2)から(4)までと同様の手順により実施する。

別表第三（第一条関係）

第一 硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験

硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんとの混合物に鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と二に規定する赤りんとの混合物に落下させた場合に爆発する確率を求めるものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 赤りん

赤りんは、目開きが百八十マイクロメートルの網ふるいを通過するものとする。

三 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

(1) 鋼製の円柱（材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径及び高さがいずれも十二ミリメートルの円柱。以下同じ。）の上に赤りん（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中

に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの)五ミリグラムを載せ、その上に標準物質(乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの)五ミリグラムを載せる。

(2) 鋼球(材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径が四十ミリメートルの球)を混合物の上に直接落下させて、爆発するか否かを観察する。

(3) 爆発した場合には、落高(鋼製の円柱の上面から鋼球の下端までの高さ。以下この号において同じ。)を爆発した落高の値の常用対数と比較して、常用対数の差が $0 \cdot 1$ となる高さ以下に下げ、爆発しなかった場合には、落高を爆発しなかった落高の値の常用対数と比較して、常用対数の差が $0 \cdot 1$ となる高さ以上になる高さで(1)及び(2)と同様の手順により繰り返し、実施する。

(4) (3)の結果に基づき標準物質と赤りんとの混合物が五十パーセントの確率で爆発する落高(以下この号において「五十パーセント爆点」という。)を求める。

ロ 試験物品に係る実施手順

(1) イ(1)及び(2)と同様の手順により繰り返し、実施する。この場合において、落高はイ(4)で求めた五十パーセント爆点とし、試験物品は、目開きが $1 \cdot 1$ ミリメートルの網ふるいを通過する成分(目開きが $1 \cdot 1$ ミリメートルの網ふるいを通過する成分を有しない物品にあつては、粉碎して当該網ふるいを通過するもの)であつて、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているものとする。

(2) (1)の結果に基づき試験物品と赤りんとの混合物が爆発する確率を求める。

第二 塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験

塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定

する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんとの混合物に鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と二に規定する赤りんとの混合物に落下させた場合に爆発する確率を求めるものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 赤りん

赤りんは、目開きが百八十マイクロメートルの網ふるいを通過するものとする。

三 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

(1) 鋼製の円柱の上に赤りん(乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの)二ミリグラムを載せ、その上に標準物質(乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの)二ミリグラムを載せ、これらの上に鋼製の円柱を載せる。

(2) 鋼球(材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径が七ミリメートルの球)を混合物の上部の鋼製の円柱の上に落下させて、爆発するか否かを観察する。

(3) 爆発した場合には、落高(上部の鋼製の円柱の上面から鋼球の下端までの高さ。以下この号において同じ。)を爆発した落高の値の常用対数と比較して、常用対数の差が $0 \cdot 1$ となる高さ以下に下げ、爆発しなかった場合には、落高を爆発しなかった落

高の値の常用対数と比較して、常用対数の差が〇・一となる高さ上げる方法で(1)及び(2)と同様の手順により繰り返し、実施する。

(4) (3)の結果に基づき標準物質と赤りんとの混合物が五十パーセントの確率で爆発する落高(以下この号において「五十パーセント爆点」という。)を求める。

ロ 試験物品に係る実施手順

(1) イ(1)及び(2)と同様の手順により繰り返し、実施する。この場合において、落高は、イ(4)で求めた五十パーセント爆点とし、試験物品は、目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分(目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分を有しない物品にあつては、粉碎して当該網ふるいを通過するもの)であつて、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているものとする。

(2) (1)の結果に基づき試験物品と赤りんとの混合物が爆発する確率を求める。

本表：一部改正(令和元年六月総令一九号：二年四月四〇号)

別表第四(第一条関係)

鉄管試験は、二に規定する試験の実施手順で、試験物品と一に規定するセルロース粉との混合物を鉄管に詰め、電気雷管で起爆した場合の鉄管の破裂の程度を観察するものとする。

一 セルロース粉

セルロース粉は、目開きが五十三マイクロメートルの網ふるいを通過するものとする。

二 試験の実施手順

イ 鉄管は、下ふた(材質が日本産業規格G三四五四に規定するもの)で、外径六十ミリメートル、高さ三十八ミリメートル、底の厚さ六ミリメートルのもの)を溶接して取り付けた鋼管(材質が日

本産業規格G三四五四に規定するもので、外径六十ミリメートル、厚さ五ミリメートル、長さ五百ミリメートルの継目無鋼管)とし、これにプラスチック製の袋を入れる。

ロ 試験物品(乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの)とセルロース粉(乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの)とを重量比で三対一に混合し、イの袋に均一になるように充てんし、五十グラムの伝爆薬(トリメチレントリニトロアミンとワックスとを重量比十九対一に混合したものを百五十メガパスカルの圧力で、直径三十ミリメートル、高さ四十五ミリメートルの円柱状(中央に電気雷管(日本産業規格K四八〇六に規定する電気雷管。以下同じ。)を挿入する穴が開いているもの)に圧縮成型したもの)を挿入する。この場合において、試験に供するのに不適当な形状の試験物品にあつては、適当な大きさに分割したものをを用いるものとする。

ハ 中央に電気雷管を装着するための孔が開いているねじ止めの上ふた(材質が日本産業規格G五七〇五に規定するCAMBATS-1で、外径七十五ミリメートル、高さ三十五ミリメートル、上部の厚さ七ミリメートルのもの)を鉄管に取り付ける。

ニ 上ふたの孔から伝爆薬の穴に電気雷管を挿入する。

ホ 鉄管を砂中に埋めて起爆する。

ヘ 鉄管の破裂の程度を観察する。

本表：一部改正(平成十一年九月自令三二号、令和元年六月総令一九号、二年四月四〇号)

別表第五(第二条関係)

小ガス炎着火試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で、試験物品に火炎を接触させてから着火するまでの時間を測定し、燃焼の状況を観察するものとする。

一 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

二 試験の実施手順

イ 厚さが十ミリメートル以上の無機質の断熱板の上に試験物品（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）三立方センチメートルを置く。この場合において、試験物品が粉状又は粒状のものにあつては、無機質の断熱板の上に半球状に置くものとする。

ロ 液化石油ガスの火災（先端が棒状の着火器具の拡散炎とし、火炎の長さが当該着火器具の口を上に向けた状態で七十ミリメートルとなるように調節したもの）を試験物品に十秒間接触（火炎と試験物品の接触面積は二平方センチメートルとし、接触角度は三十度とする。）させる。

ハ 火炎を試験物品に接触させてから試験物品が着火するまでの時間を測定し、試験物品が燃焼（炎を上げずに燃焼する状態を含む。）を継続するか否かを観察する。この場合において、火炎を試験物品に接触させている間に当該試験物品のすべてが燃焼した場合、火炎を離れた後十秒経過するまでの間に試験物品のすべてが燃焼した場合又は火炎を離れた後十秒以上継続して試験物品が燃焼した場合には、燃焼を継続したものとす。

別表第六（第二条関係）

セタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一 装置

装置は、セタ密閉式引火点測定器（日本産業規格K二二六五―二に規定する迅速平衡密閉法引火点試験器をいう。以下同じ。）とす

る。

二 試験場所

試験場所は、気圧一気圧の無風の場所とする。

三 試験の実施手順

イ 試料カップを設定温度（試験物品が引火するか否かを確認する温度。以下同じ。）まで加熱又は冷却し、試料カップの温度を設定温度にし、試験物品（設定温度が常温より低い温度の場合には、設定温度まで冷却したもの）二グラムを試料カップに入れ、直ちにふた及び開閉器を閉じる。

ロ 試料カップの温度を五分間設定温度に保持する。

ハ 試験炎を点火し、直径四ミリメートルとなるように調整する。

ニ 五分経過後、開閉器を自動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを二・五秒間で行う。この場合において、試験炎を急激に上下させてはならない。

ホ ニで引火した場合には引火しなくなるまで設定温度を下げ、引火しなかった場合には引火するまで設定温度を上げ、イからニまでの操作を繰り返し、引火点を測定する。

本表：一部改正（令和二年四月令四〇号）

別表第七（第三条関係）

自然発火性試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で試験物品が空気と接触して発火するか否か又はろ紙を焦がすか否かを観察するものとする。

一 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

二 試験の実施手順

イ 固体の試験物品に係る実施手順

(1) 試験物品（粉末（三百マイクロメートルの網ふるいを通過す

るものが十パーセント以上存するもの)の試験物品にあっては、当該納ふるいを通過するもの(2)において「粉末の試験物品」という。)一立方センチメートルを、直ちに直径七十ミリメートルの磁器カッセルの上に置いた直径九十ミリメートルのろ紙(日本産業規格P三八〇一に規定する定量分析用のろ紙で、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。以下同じ。)の中央に置き、十分以内に自然発火するか否かを観察する。

(2) 粉末の試験物品が(1)で自然発火しない場合には、試験物品二立方センチメートルを無機質の断熱板上に一メートルの高さから落下させ、落下中又は落下後十分以内に自然発火するか否かを観察する。

ロ 液体の試験物品に係る実施手順

(1) 試験物品〇・五立方センチメートルを直径七十ミリメートルの磁器の底の上二十ミリメートルの高さから全量を三十秒間均一な速度で注射器を用いて滴下し、十分以内に自然発火するか否かを観察する。

(2) (1)で自然発火しない場合には、試験物品〇・五立方センチメートルを、直径七十ミリメートルの磁器の上に直径九十ミリメートルのろ紙を置き、ろ紙の上二十ミリメートルの高さから全量を三十秒間均一な速度で注射器を用いて滴下し、十分以内に自然発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察する。

本表：一部改正(令和元年六月総令一九号：二年四月四〇号)

別表第八(第三条関係)

水との反応性試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で試験物品が純水と反応して発生するガスが発火するか否か、若しくは発生するガスに火炎を近づけた場合に着火するか否かを観察し、又は試験物品に純水を加え、発生するガスの量を測定するとともに発生するガスの成分を分析するものとす。

一 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

二 試験の実施手順

イ 容量五百立方センチメートルのビーカーの底にろ紙が沈下しないようにするための台を置き、当該台の上に直径七十ミリメートルのろ紙を載せ、ろ紙が水面に浮いた状態になるように温度二十度の純水を入れた後、試験物品五十立方ミリメートルをろ紙の中央に置き(液体の試験物品にあっては、ろ紙の中央に注ぎ)、発生するガスが自然発火するか否かを観察する。

ロ イで発生するガスが自然発火しない場合には、当該ガスに火炎を近づけて着火するか否かを観察する。

ハ イで発生するガスが自然発火しない場合若しくはガスの発生が認められない場合又はロで発生するガスが着火しない場合には、試験物品二グラムを容量百立方センチメートルの丸底のフラスコに入れ、これを温度四十度に保った水槽につけ、温度四十度の純水五十立方センチメートルを速やかに加える。直径十二ミリメートルの球形のかくはん子及び磁気かくはん機を用いてフラスコ内をかくはんしながら、一時間当たりのガスの発生量を測定する。

ニ 試験物品一キログラムにつき一時間当たりのガスの発生量が最大となるものを当該物品のガスの発生量とする。

ホ 発生するガスに可燃性の成分が含まれているか否かを分析する。

別表第九(第四条関係)

タグ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一 装置

装置は、日本産業規格K二二六五―一に規定するタグ密閉法引火点試験器とする。

二 試験場所

試験場所は、気圧一気圧の無風の場所とする。

三 試験の実施手順

イ 試験物品五十分方センチメートルを試料カップに入れ、ふたをする。

ロ 試験炎を点火し、火炎の大きさを直径が四ミリメートルとなるように調整する。

ハ 試験物品の温度が六十秒間に一度の割合で上昇するように液浴の加熱を調節し、試験物品の温度が設定温度の五度下の温度に達したならば、閉閉器を作動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う。この場合において、試験炎を急激に上下させてはならない。

ニ ハで引火しなかった場合には、試験物品の温度が〇・五度上昇することに閉閉器を作動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う操作を引火するまで繰り返す。

ホ ニで引火した温度が六十度未満の温度であり、かつ、設定温度との差が二度を超えない場合には、これを引火点とする。

ヘ ハで引火した場合及びニで引火した温度と設定温度との差が二度を超えた場合には、イからニまでと同様の手順により繰り返し、実施する。

ト ニ及びヘで引火した温度が六十度未満の温度でない場合にあつ

ては、以下の手順により実施する。

チ イ及びロと同様の手順により実施する。

リ 試験物品の温度が六十秒間に三度の割合で上昇するように液浴の加熱を調節し、試験物品の温度が設定温度の五度下の温度に達したならば、閉閉器を作動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う。この場合において、試験炎を急激に上下させてはならない。

ヌ リで引火しなかった場合には、試験物品の温度が一度上昇することに閉閉器を作動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う操作を引火するまで繰り返す。

ル ヌで引火した温度と設定温度との差が二度を超えない場合には、ヌで引火した温度を引火点とする。

ヲ リで引火した場合及びヌで引火した温度と設定温度との差が二度を超えた場合には、チからヌまでと同様の手順により繰り返し、実施する。

本表：一部改正（令和元年八月総令一九号・二年四月四〇号）

別表第一〇(第四条関係)

クリーブランド開放式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一 装置

装置は、日本産業規格K二二六五―四に規定するクリーブランド開放法引火点試験器とする。

二 試験場所

試験場所は、気圧一気圧の無風の場所とする。

三 試験の実施手順

イ 試験物品を試料カップの標線まで満たす。

ロ 試験炎を点火し、火炎の大きさを直径が四ミリメートルとなるように調整する。

ハ 試験物品の温度が六十秒間に十四度の割合で上昇するように加熱し、設定温度の五十五度下の温度に達したならば加熱を調節して、設定温度の二十八度下の温度から六十秒間に五・五度の割合で温度が上昇するようにする。

ニ 試験物品の温度が設定温度の二十八度下の温度に達したならば、試験炎を試料カップの中心を横切り一直線に一秒間で通過させる。試験炎を通過させる場合において、試験炎の中心を試料カップ上縁の上方二ミリメートル以下で水平に動かさなければならぬ。

ホ ニで引火しなかった場合には、試験物品の温度が二度上昇するごとに試験炎を試料カップの中心を横切り一直線に一秒間で通過させる操作を引火するまで繰り返し返す。

ヘ ホで引火した温度と設定温度との差が四度を超えない場合には、ホで引火した温度を引火点とする。

ト ニで引火した場合及びホで引火した温度と設定温度との差が四度を超えた場合には、イからホまでと同様の手順により繰り返し、実施する。

本表：一部改正（令和元年六月総令一九号・二年四月四〇号）

別表第一一（第四条関係）

セタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一 装置

装置は、セタ密閉式引火点測定器とする。

二 試験場所

試験場所は、気圧一気圧の無風の場所とする。

三 試験の実施手順

イ 試料カップを設定温度まで加熱又は冷却し、試料カップの温度を設定温度にし、試験物品（設定温度が常温より低い温度の場合

には、設定温度まで冷却したもの）二ミリリットルを試料カップに入れ、直ちにふた及び開閉器を閉じる。

ロ 試料カップの温度を一分間設定温度に保持する。

ハ 試験炎を点火し、直径四ミリメートルとなるように調整する。
ニ 一分経過後、開閉器を 작동して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを二・五秒間で行う。この場合において、試験炎を急激に上下させてはならない。

ホ ニで引火した場合には引火しなくなるまで設定温度を下げ、引火しなかった場合には引火するまで設定温度を上げ、イからニまでの操作を繰り返し、引火点を測定する。

本表：一部改正（令和二年四月総令四〇号）

別表第一二（第五条関係）

ニ・四―ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイルを標準物質とする熱分析試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験の実施手順により標準物質及び試験物品を加熱した場合における発熱開始温度及び発熱量を測定するものとする。

一 装置

装置は、基準物質として酸化アルミニウム（*a*）を用いた示差走査熱量測定装置又は示差熱分析装置とする。

二 試験の実施手順

イ ニ・四―ジニトロトルエンに係る実施手順

(1) ニ・四―ジニトロトルエン及び基準物質それぞれ一ミリグラムをそれぞれ破裂圧力が五メガパスカル以上のステンレス鋼製の耐圧性のセルに密封したものを装置に装てんし、ニ・四―ジニトロトルエン及び基準物質の温度が六十秒間に十度の割合で上昇するように加熱する。

(2) 発熱開始温度及び発熱量を測定する。

ロ 過酸化ベンゾイルに係る実施手順

イ(1)及び(2)と同様の手順により実施する。ただし、過酸化ベンゾイル及び基準物質の量はそれぞれ二ミリグラムとする。

ハ 試験物品に係る実施手順

イ(1)及び(2)と同様の手順により実施する。ただし、試験物品及び基準物質の量はそれぞれ二ミリグラムとする。

本表：一部改正〔平成二十一年九月自令三二号〕

別表第一三（第五条関係）

第一 孔径が一ミリメートルのオリフィス板を用いる圧力容器試験孔径が一ミリメートルのオリフィス板を用いる圧力容器試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験の実施手順により試験物品を圧力容器内で加熱した場合に破裂板が破裂するか否かを観察するものとする。

一 装置

イ 圧力容器は、図に示すものとする。

ロ 圧力容器は、その上部及び側面にそれぞれ破裂板及びオリフィス板を取り付けることができ、かつ、その内部に試料容器を入れることができる内容量二百立方センチメートルのステンレス鋼製のものとする。

ハ 試料容器は、内径三十ミリメートル、高さ五十ミリメートル、厚さ〇・四ミリメートルのもので、かつ、底が平面で、上部が開放されたアルミニウム製の円筒形のものとする。

ニ 孔径が一ミリメートルのオリフィス板は、厚さが二ミリメートルのステンレス鋼製のものとする。

ホ 破裂板は、その破裂圧力が〇・六メガパスカルの金属製のものとする。

ヘ 加熱器は、出力七百ワット以上の電気炉とする。

二 試験の実施手順

イ 圧力容器の底にシリコン油五グラムを入れた試料容器を置き、

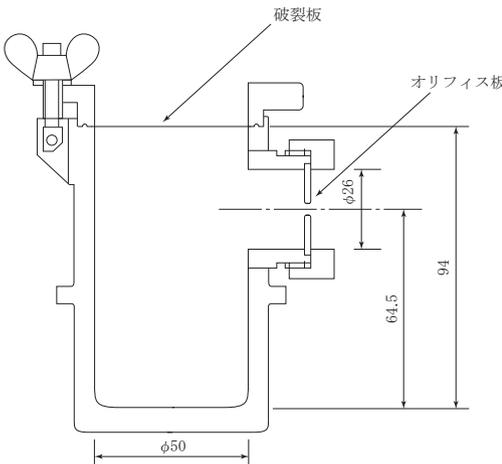
当該圧力容器を加熱器により加熱した場合に、当該シリコン油の温度が百度から二百度までの間において六十秒間に四十度の割合で上昇するように加熱器の電圧及び電流を設定する。

ロ 加熱器を三十分以上かけて加熱し続ける。

ハ 圧力容器の側面に孔径が一ミリメートルのオリフィス板を取り付け、圧力容器の底に試験物品五グラムを入れた試料容器を置き、圧力容器の上部に破裂板を取り付ける。

ニ 破裂板の上部に水を張る。

ホ 圧力容器を加熱器に入れて試料容器を加熱し、破裂板が破裂するか否かを観察する。



(単位 mm)

図 圧力容器

第二 孔径が九ミリメートルのオリフィス板を用いる圧力容器試験

第一の一及び二は、孔径が九ミリメートルのオリフィス板を用いる

圧力容器試験について準用する。この場合において、第一中「孔径が一ミリメートル」とあるのは「孔径が九ミリメートル」と読み替えるものとする。

本表：一部改正（平成二十二年九月自令三二号）

別表第一四（第六条関係）

第六類の危険物の試験は、二に規定する試験場所において、三に規定する試験の実施手順で、硝酸の九十パーセント水溶液と一に規定する木粉との混合物及び試験物品と一に規定する木粉との混合物をそれぞれ燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

一 木粉

- イ 木粉の材質は、日本杉の辺材とする。
- ロ 木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

三 試験の実施手順

イ 硝酸の九十パーセント水溶液に係る実施手順

- (1) 外径百二十ミリメートルの平底蒸発皿（日本産業規格 R 一三〇二に規定するもの）の上に、木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ(1)において同じ。）十五グラムを高さ底面の直径の比が一对一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。
- (2) (1)の円錐形のたい積に硝酸の九十パーセント水溶液十五グラムを注射器で上部から均一に注ぐことにより、木粉と混合する。

- (3) 点火源（円輪状にした直径が二ミリメートルのニクロム線である。）

温度千度に加熱されているもの）を上方から(2)の円錐形のたい積の基部に、当該基部の全周が着火するまで接触させる。この場合において、点火源の当該基部への接触時間は十秒までとする。

- (4) 燃焼時間（混合物に点火した場合において、(2)の円錐形のたい積の基部の全周が着火してから発炎しなくなるまでの時間をいい、間欠的に発炎する場合には、最後の発炎が終了するまでの時間とする。以下この表において同じ。）を測定する。

ロ 試験物品に係る実施手順

- (1) 外径百二十ミリメートル及び外径八十ミリメートルのそれぞれの平底蒸発皿の上に、それぞれ木粉十五グラム及び六グラムを高さ底面の直径の比が一对一・七五となるように円錐形にたい積させ、これをそれぞれ一時間放置する。
- (2) (1)の木粉十五グラム及び六グラムの円錐形のたい積に、それぞれ試験物品十五グラム及び二十四グラムを注射器で上部から均一に注ぐことにより、木粉と混合する。
- (3) (2)のそれぞれの混合物について、イ(3)及び(4)と同様の手順により実施する。
- (4) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3)で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

本表：一部改正（令和元年六月総令一九号、二年四月四〇号）

○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令

（平成元年二月十七日
自治省令第二号）

〔改正経過〕

平成八年三月八日	自治省令第二号
平成九年三月二六日	自治省令第一三三号
平成二二年九月一四日	自治省令第四四号
平成二三年二月二二日	総務省令第一六六号
平成二五年七月四日	総務省令第七一号
平成二七年七月一八日	総務省令第六三〇号
平成二八年八月七日	総務省令第四〇号
平成二九年六月二七日	総務省令第四三三号
令和二年五月二九日	総務省令第五七号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第一及び同令別表第二の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令を次のように定める。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令
 題名：改正（平成二二年九月目令四四号）

（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量）

第一条 危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(一)	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二)	五塩化りん及びこれを含有する製剤	
(三)	三塩化ほう素及びこれを含有する製剤	
(四)	三塩化りん及びこれを含有する製剤	
(五)	三ふつ化ほう素及びこれを含有する製剤	
(六)	シアン化水素を含有する製剤	
(七)	シアン化ナトリウムを含有する製剤	
(八)	シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤	
(九)	シアン化カリウム及びこれを含有する製剤	
(十)	シアン化銀及びこれを含有する製剤	
(十一)	シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤	
(十二)	シアン化第一銅及びこれを含有する製剤	
(十三)	シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(十四)	シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤	
(十五)	シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(十六)	二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアアノン）及びこれを含有する製剤 （二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。）	
(十七)	塩化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(十八)	酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀五％以下を含有するものを除く。）	
(十九)	硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤	
(二十)	亜ひ酸及びこれを含有する製剤	

(一) 三塩化ひ素及びこれを含有する製剤	(二) ひ化水素及びこれを含有する製剤	(三) ひ酸及びこれを含有する製剤	(四) ふっ化水素を含有する製剤	(五) ヘキサキス（β・β-ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタスズ）及びこれを含有する製剤	(六) ホスゲン及びこれを含有する製剤	(七) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	(八) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	(九) りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	(十) りん化水素及びこれを含有する製剤
本条…一部改正（平成八年三月自令四号・九年三月一三号）、見出し…改正・本条…一部改正（平成一二年九月自令四四号）、本条…一部改正（平成一五年七月総令七一号）									
数量 （危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） 第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。									
(一) 塩化亜鉛	(二) 酢酸亜鉛								
二〇〇キ ログラム									

(一) 硫酸亜鉛	(二) りん酸亜鉛	(三) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	(四) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	(五) 三酸化アンチモン	(六) 酒石酸アンチモンルカリウム及びこれを含有する製剤	(七) アンモニアを含有する製剤（アンモニア三〇％以下を含有するものを除く。）	(八) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	(九) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	(十) 塩化水素を含有する製剤（塩化水素三六％以下を含有するものを除く。）	(十一) 塩素	(十二) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	(十三) 酸化カドミウム	(十四) 硝酸カドミウム	(十五) 硫化カドミウム	(十六) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	(十七) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	(十八) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇％以下を含有するものを除く。）
----------	-----------	------------------------	-------------------------	--------------	------------------------------	---	------------------------------	-------------------------	---------------------------------------	---------	-----------------------------	--------------	--------------	--------------	----------------------------	-----------------------------	--

(一)	四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤
(二)	クロロピクリンを含有する製剤
(三)	クロルメチルを含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。）
(四)	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤
(五)	二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
(六)	けいふつ化水素酸を含有する製剤
(七)	けいふつ化カリウム及びこれを含有する製剤
(八)	けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤
(九)	けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤
(十)	五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）
(十一)	三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
(十二)	シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。）
(十三)	二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇％以下を含有する製剤
(十四)	四塩化炭素を含有する製剤
(十五)	ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン五〇％以下を含有するものを除く。）

(一)	塩化第一すず
(二)	塩化第二すず
(三)	硫酸第一すず
(四)	塩化第一銅
(五)	塩化第二銅
(六)	硫酸銅
(七)	一酸化鉛
(八)	塩基性けい酸鉛
(九)	けい酸鉛
(十)	酢酸鉛
(十一)	三塩基性硫酸鉛
(十二)	シアナミド鉛
(十三)	ステアリン酸鉛
(十四)	鉛酸カルシウム
(十五)	二塩基性亜硫酸鉛
(十六)	二塩基性亜りん酸鉛
(十七)	二塩基性ステアリン酸鉛
(十八)	二酸化鉛
(十九)	塩化バリウム
(二十)	カルボン酸のバリウム塩
(二十一)	水酸化バリウム
(二十二)	炭酸バリウム

(ア)	チタン酸バリウム
(イ)	ふつ化バリウム
(ロ)	メタホウ酸バリウム
(ハ)	ピロカテコール及びこれを含有する製剤
(ニ)	オルトフェニレンジアミン
(ホ)	メタフェニレンジアミン
(ヘ)	プロム水素を含有する製剤
(ヘ)	プロムメチルを含有する製剤
(ニ)	一―プロモ―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤
(ロ)	ほうふつ化水素酸
(ロ)	ほうふつ化カリウム
(イ)	ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。）
(イ)	メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤（メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。）
(イ)	メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）
(イ)	二―メチルデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤
(イ)	硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以下を含有するものを除く。）
(イ)	りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。）

本条：一部改正（平成八年三月自令四号・九年三月一三号）、見出し：改

正・本条：一部改正（平成二年九月自令四四号）、本条：一部改正（平成三年二月総令一六六号・二五年七月七号・二七年七月六三号・二八年八月八〇号・二九年六月四三号・令和二年五月五七号）

附 則

1 この省令は、平成二年五月二十三日から施行する。

2 消防法施行令別表第一の二及び同令別表第一の三の自治省令で定める物及び数量を指定する省令（昭和五十六年自治省令第十三号）は、廃止する。

附 則 〔平成八年三月八日自治省令第四号〕

この省令は、平成八年九月一日から施行する。

附 則 〔平成九年三月二六日自治省令第二三号〕

この省令は、平成九年九月一日から施行する。

附 則 〔平成一二年九月一四日自治省令第四四号〕

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 〔平成三年二月二二日総務省令第一六六号〕

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 〔平成二五年七月四日総務省令第七一号〕

この省令は、平成二六年二月一日から施行する。

附 則 〔平成二七年七月一七日総務省令第六三号〕

この省令は、平成二八年二月一日から施行する。

附 則 〔平成二八年八月八日総務省令第八〇号〕

この省令は、平成二九年三月一日から施行する。

附 則 〔平成二九年六月二七日総務省令第四三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔令和二年五月二九日総務省令第五七号〕

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令〔抄〕

〔最終改正〕 令和二年三月二日 政令第四〇号

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務として、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
十五（昭和二十三年法律第十六号）第一項ただし書に基く指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に關する事務	消防法第十條第一項ただし書の規定に基く指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の審査申請に対する審査	五千四百円

する事務	する事務	する事務
第十六（消防法第一項）前段の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所の設置に關する事務	1 消防法第十條第一項の製造所の設置に對する申請に對する審査 2 消防法第十條第一項の貯蔵所の設置に對する申請に對する審査	イ 指定数量の倍数が十以上の製造所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円 ロ 指定数量の倍数が十を超過する以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 五万二千円 ハ 指定数量の倍数が五十を超過する以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 六万六千円 ニ 指定数量の倍数が百を超過する以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 七万七千円 ホ 指定数量の倍数が二百を超過する以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 九万二千円 イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所に定める金額 （1）指定数量の倍数が十以下の屋内貯蔵所 二万円 （2）指定数量の倍数が十を超過する以下の屋内貯蔵所 三万六千円 （3）指定数量の倍数が五十を超過する以下の屋内貯蔵所 三万九千円 （4）指定数量の倍数が百を超過する以下の屋内貯蔵所 五万二千円 （5）指定数量の倍数が二百を超過する以下の屋内貯蔵所 六万六千円

- を越える屋内貯蔵所 六
 万六千円
- ロ
 屋外タンク貯蔵所（特定
 屋外タンク貯蔵所及び岩
 屋外タンク貯蔵所に係る
 貯蔵所を除く）の設置の許
 可の申請に係る審査次に
 掲げる屋外タンク貯蔵所
 区分に応じ、それぞれ次に
 定める金額
- (1) 指定数量の倍数が百以
 下の屋外タンク貯蔵所
 二万円
- (2) 指定数量の倍数が百を
 超え一以下の屋外タン
 ク貯蔵所 二万六千円
- (3) 指定数量の倍数が一
 を超える屋外タンク貯蔵
 所 三万九千円
- ハ
 準特定屋外タンク貯蔵所
 （岩盤タンクを除く）の設
 置の許可の申請に係る審
 査 五十七万円
- ニ
 特定屋外タンク貯蔵所
 （浮き屋根を有する特定
 外貯蔵タンクのうち総務省
 令で定めるものに係る特
 定屋外タンク貯蔵所（ホ
 にいて「浮き屋根」とい
 うタンク貯蔵所一と定
 浮き蓋付きの特定屋外貯
 タンクのうち総務省令で
 定めるものに係る特定屋
 外タンク貯蔵所（ホにお
 いて「浮き蓋付特定屋外
 貯蔵タンク」という）の設
 置の許可の申請に係る審
 査 五十七万円

- 許可の申請に係る審査
 次貯蔵所に定める金額
 掲げる特定屋外タンク貯
 蔵所に係る審査に
 次貯蔵所に定める金額
 掲げる特定屋外タンク貯
 蔵所に係る審査に
 次貯蔵所に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量
 千キロリットル以上五
 十キロリットル未満の特
 定屋外タンク貯蔵所 八
 万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量
 が五千キロリットル以上
 一万キロリットル未満の
 特定屋外タンク貯蔵所
 百七万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量
 が一万キロリットル以上
 五万キロリットル未満の
 特定屋外タンク貯蔵所
 百二十万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量
 が五万キロリットル以上
 十万キロリットル未満の
 特定屋外タンク貯蔵所
 百五十万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量
 が十万キロリットル以上
 二十万キロリットル未満
 の特定屋外タンク貯蔵所
 百七十八万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量
 が二十万キロリットル以
 上の特定屋外タンク貯蔵
 所 百七十八万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量
 が三十万キロリットル以
 上の特定屋外タンク貯蔵
 所 百七十八万円
- 所満上がの四十五万
 五千リットル以上
 百四十万リットル以
 上の特
 定屋外
 タンク
 貯蔵所
 百七十八
 万円

(4)	(3)	(2)	(1)	ホ		(8)					
九定ク浮十が 十屋貯き万五危 万外蔵屋万キ 円ン及式ロリ クび特ツ貯 貯浮定トツ蔵 蔵き屋外未 所蓋外満以 所付タンの 百特	五定ク浮五が 十九貯蔵屋万 万外タ根所一 円ンク及式ロ クび特ツ貯 貯浮定トツ蔵 蔵き屋外未 所蓋外満以 所付タンの 百特	四定ク浮一が 十屋貯き万五 一外蔵屋万キ 万円ン及式ロ クび特ツ貯 貯浮定トツ蔵 蔵き屋外未 所蓋外満以 所付タンの 百特	八貯蔵千が 万外所キキ 円ンク及リ クび特ツ貯 貯浮定トツ 蔵き屋外未 所蓋外満以 所付タンの 百特	が危 キキ ロリ ツ貯 ト最大 ル以上 満五 付十	定分 め金 る額 、 それ ぞれ 次に に	外掲可 タケン ク貯 所及 貯浮 蔵き 屋外 所蓋 付特	許可 タケン ク貯 所及 貯浮 蔵き 屋外 所蓋 付特	屋貯蔵 ク貯 所及 貯浮 蔵き 屋外 所蓋 付特	浮き 屋根 所貯 貯蔵 所蓋 付特	所上 の十 六万 四十九 万九 円貯 蔵	が危 の十 万キ ロリ ツ貯 ト最大 ル以上 満五 付十

(2)	(1)	へ		(8)	(7)	(6)	(5)	
上が 五十四 十萬 万キ ロリ リツ トル ル未	満が 四十九 十萬 万キ ロリ リツ トル ル未	申請 に係 るに に	岩盤 貯蔵 所貯 蔵に 係る に	付特 七定 百屋 七貯 万外 円ン ク貯 ク貯 所及 貯浮 蔵き 屋外 所蓋 付特	満上 四十四 十萬 万キ ロリ リツ トル ル未	付特 四定 百屋 五貯 万外 円ン ク貯 ク貯 所及 貯浮 蔵き 屋外 所蓋 付特	二定 百二十 七貯 万外 円ン ク貯 ク貯 所及 貯浮 蔵き 屋外 所蓋 付特	が危 の十 万キ ロリ ツ貯 ト最大 ル以上 満五 付十

(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	ハ		(4)	
所満上が の三十二危 百定万万險 六屋キキ物 十外ロリ貯 万タリット蔵 六タリット最 万クット大 円貯ル数 蔵未以量	の二が 百定十危 九屋万險 万外キ物 円タロリ貯 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	九特十が 十六屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	七特五が 十三屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	五特一が 十六屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	一特五が 十六屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	十二千が 万外キ千 円タロリ危 貯蔵物貯 所未蔵最 四特満大 の上数 五貯以量	にのげ 定区分 めるに 金額、 それぞ れ次に 掲	基礎・地 盤検査 次に掲 げられた 貯蔵所 の貯蔵 量	(4) 容二万 量リツ 一十萬 トルは 五千円 を超過 するに 四千百 円

(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	ニ		(7)	
危百の貯蔵最大数量	の二が 百定十危 七屋万險 十外キ物 万タロリ貯 円タリット蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	九特十が 十六屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	七特五が 十三屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	五特一が 十六屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	一特五が 十六屋万 万外キ貯 円タロリ蔵 貯蔵最大 所貯ル数 蔵未以量	十二千が 万外キ千 円タロリ危 貯蔵物貯 所未蔵最 四特満大 の上数 五貯以量	にのげ 定区分 めるに 金額、 それぞ れ次に 掲	基礎・地 盤検査 次に掲 げられた 貯蔵所 の貯蔵 量	(7) 容二万 量リツ 一十萬 トルは 五千円 を超過 するに 四千百 円

<p>2 一の項の貯蔵物の製造又は設置の許可に係る変更の完成検査</p>	<p>消防火防法の第二十一条の基礎</p>
<p>イ 水の張検査の金額は、同一の金額とする。</p> <p>ロ 水の圧検査の金額は、同一の金額とする。</p>	<p>ホ 岩盤タンク検査の金額は、同一の金額とする。</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が四万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>

<p>4 消防法第三十三条</p>	<p>3 危険物の規制に関する政令第三十五条</p>	<p>二 消防法第三十一条の第三項、第三十二条の第三項及び第三十三条の第二項</p>
<p>4 消防法第三十三条</p>	<p>2 危険物の規制に関する政令第三十四条</p>	<p>1 消防法第三十三条の規定に基づき、危険物の取扱者の免状の取付け</p>
<p>イ 甲種危険物取扱者試験</p>	<p>千九百円</p>	<p>二 九百円</p> <p>ハ 基礎・地盤検査の金額は、この項のタンク貯蔵所の区分に応じ、その当該手数料の金額の二分の一に相当する金額とする。</p> <p>ニ 溶接部検査の金額は、この項のタンク貯蔵所の区分に応じ、その当該手数料の金額の二分の一に相当する金額とする。</p> <p>ホ 岩盤タンク検査の金額は、この項のタンク貯蔵所の区分に応じ、その当該手数料の金額の二分の一に相当する金額とする。</p>

